

飼養衛生管理基準等の改正を受けた取組方針

1 家畜伝染病対策強化に係る背景・課題

- ・ ワクチン接種農場における豚熱発生や高病原性鳥インフルエンザ多発により、飼養衛生管理の遵守や防疫措置の課題が明らかとなった。
- ・ これを受けて、国は「各都道府県の指導體制の高位平準化」及び「防疫措置の迅速化」を目的として、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則）等の改正を含む、家畜伝染病対策の強化策を提示。

【明らかとなった主な課題】

- ・ 飼養衛生管理基準に関し農家による理解度の差
- ・ 飼養豚の異常確認時の通報遅延
- ・ 特に大規模農場における事前の準備不足による防疫措置（発生時）の長期化

【改正等の経過】

- | | |
|-----------|------------------------------|
| R3. 5. 11 | 自民党家畜伝染病予防対策検証 PT が提言取りまとめ |
| 6. 17 | 食料・農業・農村政策審議会（国）に農水大臣が改正案を諮問 |
| 9 月 | 食料・農業・農村政策審議会の答申後、9 月末改正（予定） |
| 10 月 | 改正飼養衛生管理基準等の施行（次年度以降施行項目あり） |

2 県の取組方針（案）と対応状況

（1）取組方針（案）

- 豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、飼養衛生管理基準等の改正にあわせ、**家畜伝染病対策を強化**
- 改正点について、前倒しで県内農家や県の対応状況をチェック
- あわせて、農場の衛生管理を強化するための**県独自対策も展開**

（2）対応状況

- ① 農場や県に求められる対応
 - ・ 家畜伝染病対策の強化のために、農場や県に求められる対応を 15 項目に整理。
 - ・ 農場に求められる項目（7 項目）及び県に求められる支援や対応（8 項目）を確認。**すべて対応済み。**
- ② 県独自の取組項目
 - ・ 県独自の上乗せ対策（9 項目）を設定（実施済み含む）し、飼養衛生管理の向上、万が一に備えた防疫体制の構築を推進。

3 農場の衛生管理を強化するための独自対策

(1) 養豚専門獣医師派遣による農場への助言

- ・ 県内の養豚農場のバイオセキュリティ強化を図るため、養豚専門獣医師を農場へ派遣。
- ・ 施設、設備や作業手順、動線など、ハード・ソフト両面を助言。
- ・ 専門獣医師、家畜保健衛生所職員、養豚業再生支援センター職員等で農場支援チームを構成。

【派遣予定等】

- ・ 現在、6農家10農場から派遣の要望あり。
- ・ 8月から順次、現地確認等、指導助言を実施
(8月中：1農家2農場。9月以降：5農家8農場)

(2) 「飼養衛生管理マニュアル（ひな形）」の多言語化

- ・ 強化策で指摘された「従業員への飼養衛生管理の周知・徹底」の支援のため、「飼養衛生管理マニュアル（ひな形）」を多言語化。

「飼養衛生管理マニュアル（ひな形）」

- ・ 各農場の管理マニュアルの整備を促進するため、県独自の推奨基準を踏まえたひな形を作成
- ・ 令和3年1月に各農家に配布済み。(県公式HPにも掲載)
- ・ 併せて、施設整備のポイントを示した事例集も作成、配布

飼養衛生管理基準遵守の取組みの徹底・指導体制の強化

| 課題 | 国から求められる対応 | | 対応状況 | | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------|-----------------------------------|------------------------|--|--|---|
| | 農場 | 県 | 農場 | 状況 | 県 ※太字は県の上乗せ項目(9項目) | 状況 | |
| 発生予防 | 飼養衛生管理基準の理解度及び遵守状況の差 | ・飼養衛生管理マニュアルの作成 | | ・全28農場が作成済み | ○ | ・飼養衛生管理マニュアルの作成を支援 ・飼養衛生管理マニュアルの翻訳(中国語、ベトナム語、ポルトガル語) | ○ |
| | | ・従業員への教育 | ・所有者、飼養衛生管理者への研修機会の提供 | ・各農場において従業員に研修 | ○ | ・飼養衛生管理者に対する研修会の開催、講師の派遣 | ○ |
| | | ・遵守状況の点検 | ・県担当者に対する研修の実施 ・飼養衛生管理の指導体制の強化 | ・遵守状況の点検 | | ・国主催の家畜衛生講習会への県職員の参加(R3年度11名予定) ・家畜保健衛生所職員向け飼養衛生管理指導研修の実施 ・ 専門家を含めた支援チームによる農場指導 ・ 獣医師人材育成事業により、毎年3名を大学・(一社)日本養豚開業獣医師協会へ派遣 | ○ |
| | | | ・クロスコンプライアンスの導入 | | | ・クロスコンプライアンスに対応した運用 | ○ |
| | 遵守意識の低下による異常発見時の通報の遅れ | ・早期通報 | | ・毎日の報告徴求により実施 | ○ | ・家畜保健衛生所発出の広報を用いた早期通報の周知徹底 ・ H30年9月12日から全農場より毎日の異状の有無を報告徴求 | ○ |
| 指導、助言、勧告、命令、公表の制度の不活用 | | ・適正な運用 | | | ・指導等計画の改訂(7/15国へ提出済み) ・ 県立入検査マニュアル、行政処分要領等の改訂(国施行待ち) | | |
| 大規模 従業員1人あたりの頭数が増大し、飼養衛生管理が不徹底 | ・畜舎ごとの管理者の配置 | ・農場内への適正な人員配置の指導の強化 | ・全9農場が配置済み | ○ | ・畜舎ごとの管理者の配置を指導 | ○ | |
| まん延防止 | 埋却地の不足及び埋却地周辺住民への説明不足 | ・埋却地等の周辺住民に対する理解醸成のための取組み | ・農場の取組みに対する指導の強化 | ・全28農場が埋却地を確保済み | ○ | ・埋却地を確保するよう指導。 ・ 県下全農場の埋却候補地の地質調査(R1~2年度28農場) | ○ |
| | 大規模 密集多発、大規模発生における防疫措置の負担増大 対応計画の不十分による防疫措置の長期化、自衛隊への負担の増大 | ・大規模農場において、事前の対応計画の策定 | ・増大する防疫措置への事前準備 | ・県と連携して、全9農場が対応計画を策定済み | ○ | ・策定済みの対応計画を随時見直し ・家畜防疫員による対応計画に関する検討会 ・家畜防疫員と農場管理者による検討会 ・対応計画策定時に自衛隊派遣の要否を検討 ・最大規模(約3万頭)3日分を想定した防疫資材の備蓄 ・年2回、全庁的に動員可能な職員のリストアップ | ○ |

※「大規模農場」：飼養頭数が3,000頭以上の農場

令和 3 年度の狩猟方針（案）

1 方針(案)

○ 防疫措置の徹底を行ったうえで、県内在住者のみによる狩猟を実施

県外狩猟者には自粛を依頼

防疫研修等を受講したもののみ狩猟登録

岐阜県猟友会と連携した防疫措置の周知・徹底

※令和 2 年度狩猟期と同様の方針

【理 由】

県内では、野生いのししの感受性個体が増加傾向にあり、また、隣県では、愛知県を除いて、継続して豚熱陽性いのししが確認されている状況であることから、豚熱ウイルスの再流入による感染再拡大が懸念されるため。

2 防疫措置の周知・徹底（県猟友会への依頼、連携）

（1）防疫研修会の開催

- ・ 豚熱や防疫の基礎知識、捕獲時の防疫措置（消毒方法等）の徹底、いのしし肉の取扱いに関する研修を実施。

（2）防疫・解体マニュアル、啓発チラシの配布

- ・ 「岐阜県版 狩猟における防疫・解体処理の手引き」や防疫措置啓発チラシ、自家消費注意喚起チラシを配布し、意識づけ。

（3）防疫措置の自己点検、監視・指導

- ・ 「狩猟事故防止指導員」「安全狩猟指導員」が現地巡回し、防疫措置等を監視・指導。
- ・ 出猟したときに日時、地域を記録する出猟カレンダーを利用して、自己チェックを実施。

(4)「岐阜県猟友会の取組み事項」の徹底

- ・ 令和2年度に引き続き、岐阜県猟友会と連携して取組みを実施。

岐阜県猟友会の取組み事項

- 1 ウイルス拡散防止対策の徹底
※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ
 - ① 防疫研修の実施
 - ・ 県主催防疫研修会への参加
 - ・ 猟友会支部での研修の実施
 - ・ 猟友会内に指導員を設置し、現場における防疫対策のチェック及び指導の実施
 - ② 捕獲個体の適正処理
 - ・ 捕獲個体の解体、血液等の処理の適正実施
 - ・ いのしし肉の自家消費の徹底
 - ③ 県境での「巻狩り」の自粛
 - ・ 県境から10km以内での巻狩りを自粛
 - ④ 他県への出猟の自粛
- 2 県外狩猟者への自粛要請
 - ・ 周辺県の猟友会に対し、岐阜県への入猟自粛を要請
 - ・ 県外の狩猟者（猟友会非会員）に対して、岐阜県猟友会が事前周知
 - ・ 県外狩猟者から登録申請があった場合は、岐阜県猟友会から自粛を改めて要請
- 3 安全対策
※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ
 - ・ 経口ワクチンの散布・回収期、調査捕獲実施時に注意を呼びかけ
- 4 サーベイランスへの協力
 - ・ サーベイランスのための血液サンプルの提供
- 5 その他
 - ・ 会員において、当該取組みに反する事例があった場合には、当該会員は以降の狩猟を自粛させるとともに、他の会員については、県猟友会自らが責任をもって指導。

野生いのししのジビエ利用に向けた取組み

1 背景・経緯

- ・ これまで「自家消費のみ」とされていた野生いのしし肉について、ジビエ利用（流通）を再開するため、昨年度、国は、手引き作成に向けた実証事業を実施。本県では2事業者（郡上地域1事業者、飛騨地域1事業者）が参加した。
- ・ その結果をもとに、本年4月1日、国が「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（以下、「手引き」という。）を発出したことにより、県が行う豚熱感染確認調査によるPCR検査の結果、豚熱陰性を確認した野生いのししの肉を流通・販売することができるようになった。
- ・ これを受けて、本県では当該通知をジビエ事業者等に周知するとともに、後日、具体的な防疫措置に関するマニュアルを策定し、説明会を実施する旨を関係事業者に通知した。

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（国）のポイント

食品衛生上の工程管理に加え、家畜伝染病まん延を防止する対策を上乗せ

- ・ ジビエ利用個体の全頭豚熱検査
- ・ 検査結果が判明するまでの間は一時保管し、陽性結果の場合は全量廃棄

2 残された課題

- (1) ジビエ事業者等が遵守すべき防疫措置等の設定
 - ・ 野生いのししの捕獲から出荷まで、一連の工程を通じて執られるべき具体的な防疫措置を検討し、事業者に提示していく必要がある。
- (2) 野生いのししのジビエ利用における豚熱防疫対策に必要な施設・設備の整備
 - ・ 一次保管庫や消毒器具など、豚熱対策のために新たな設備等が必要になる。
 - ・ 本格的なジビエ利用には、支援策もセットで行う必要がある。
- (3) 豚熱陽性いのししの発生
 - ・ 昨今、本県市内において豚熱陽性いのししが相次いで確認された。
 - ・ 陽性いのししが生息していることを前提とした万全の防疫体制が必要。

3 方針（案）

- | |
|---|
| <p>○ 今シーズンのジビエ利用全面解禁は見送り、実証などの各種条件整備を実施</p> |
|---|

【具体的な取組内容】

- (1) 捕獲から解体処理、検査、出荷まで一連の工程の実証を実施
 - ・ 一部のジビエ事業者において、「手引き」に基づき作成する県マニュアルに沿ったジビエ利用実証を実施。
- (2) 次年度以後のジビエ利用再開に向けた支援策の検討
 - ・ 「手引き」および県マニュアルに則ったジビエ利用の取組みに必要な施設改修および設備導入に対する支援の検討。
- (3) 豚熱陽性高率地域デジタルマップの作成
 - ・ 豚熱陽性個体が捕獲された地点を中心とした危険エリアを地図で確認できるアプリを作成。
- (4) 豚熱検査結果検索・確認システムの構築
 - ・ 野生いのししのジビエ利用個体につける個体識別番号をもとに、豚熱検査結果をWEB上で確認できるシステムを構築

岐阜県版ジビエ豚熱防疫マニュアル（仮称）の策定について

1 マニュアル策定の趣旨

- ・ 令和3年4月に「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（農林水産省）（以降、「手引き」）が施行された。
- ・ これにより、適切な豚熱防疫措置を行うジビエ事業者が処理し、豚熱陰性が確定した個体由来の肉については流通（譲渡）が可能になった。
- ・ 一方で、本県で捕獲される野生いのししでは豚熱陽性個体の割合は減少しているが、感受性個体の割合は増加傾向にあり、ウイルスの伝播によっては再び感染拡大に向かう恐れがある。
- ・ このため、ジビエ利用の取組みが豚熱ウイルスの拡散につながらないように、ジビエ事業者等による防疫措置に必要な事項を具体的に示すマニュアルを策定する。

2. マニュアル掲載事項

- 1 ジビエ利用における関係者の役割
- 2 捕獲から出荷までに必要な豚熱防疫措置
※内臓、血液等の適切な廃棄
※「手引き」の工程から変更する箇所を強調
- 3 豚熱の代表的な症状の理解
- 4 検査検体の採取・送付方法
- 5 豚熱陽性判定時の対応
- 6 関係様式

「いのししマップぎふ」とは

- ・ 捕獲情報（捕獲地点や個体情報）をインターネット上で管理できるシステム。
- ・ 作業日報の作成や捕獲実績の確認などの用途に使用可能。



スマホで捕獲情報を登録



- ・ 捕獲日、体長、オス・メス 等
- ・ GPS位置情報 ・ 画像

捕獲地点をマップで確認



- ・ 捕獲地点を地図上に表示

一覧化、帳票作成が可能



- ・ エクセル形式で捕獲情報の一覧表を抽出可能

**捕獲時の作業日報
作成が不要に！**

※データ抽出で日報が自動作成

野生いのししの月別捕獲頭数(H30~R3. 7)

| 年度 | H30 | | | | | H31(R1) | | | | | R2 | | | | | R3 | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-----------------------------------|---------|--------|---------|-------|-------|-------------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|--------------|---------|-------|------|------|-------|---------|---------|-------|---|
| | 調査捕獲 | 有害捕獲 | 狩猟 | その他捕獲事業 | 計 | 調査捕獲 | 有害捕獲 | 広域捕獲 | 狩猟 | その他捕獲事業 | 計 | 調査捕獲 | 有害捕獲 | 広域捕獲 | 狩猟 | その他捕獲事業 | 計 | 調査捕獲 | 有害捕獲 | 広域捕獲 | 狩猟 | その他捕獲事業 | 計 | |
| 合計 | 552 | 8,310 | 2,114 <small>(月別区分けなし)</small> | 3 | 10,979 | 1,574 | 3,586 | 720 | — <small>(月別区分けなし)</small> | 0 | 5,880 | 2,502 | 2,368 | 0 | 1,416 暫定値 | 0 | 6,286 | 700 | 568 | 0 | 0 | 0 | 1,268 | |
| 4月 | (未実施) | 586 | (狩猟期間外) | 0 | 586 | 111 | 291 | (未実施) | (狩猟期間外) | 0 | 402 | 41 | 102 | (未実施) | (狩猟期間外) | 0 | 143 | 0 | 152 | (未実施) | (狩猟期間外) | 0 | 152 | |
| 5月 | | 655 | | 0 | 655 | 95 | 245 | | | 0 | 340 | 132 | 101 | | | 0 | 233 | 1 | 141 | | | 0 | 142 | |
| 6月 | | 1,145 | | 0 | 1,145 | 150 | 481 | | | 0 | 631 | 263 | 206 | | | 0 | 469 | 172 | 275 | | | 0 | 447 | |
| 7月 | | 1,683 | | 0 | 1,683 | 90 | 596 | | | 0 | 686 | 450 | 294 | | | 0 | 744 | 527 | 集計中 | | | 0 | 527 | |
| 8月 | | 2,099 | | 0 | 2,099 | 107 | 654 | | | 0 | 761 | 368 | 705 | | | 0 | 1,073 | | | | | 0 | 0 | |
| 9月 | | 2 | | 721 | 0 | 723 | 244 | | | 596 | 0 | 840 | 403 | | | 345 | 0 | 748 | | | | | 0 | 0 |
| 10月 | | 128 | | 579 | 0 | 707 | 168 | | | 312 | 0 | 480 | 200 | | | 416 | 0 | 616 | | | | | 0 | 0 |
| 11月 | | 134 | | 193 | — | 3 | 330 | | | 287 | 104 | 84 | 0 | | | 475 | 218 | 76 | | | | | | |
| 12月 | 95 | 196 | — | 0 | 291 | 25 | 111 | 162 | 0 | 298 | 50 | 31 | | | | | 81 | | | | | 0 | | |
| 1月 | 93 | 139 | — | 0 | 232 | 169 | 68 | 184 | 0 | 421 | 155 | 22 | | | | | 177 | | | | | 0 | | |
| 2月 | 100 | 180 | — | 0 | 280 | 24 | 84 | 168 | 0 | 276 | 60 | 37 | | | | | 97 | | | | | 0 | | |
| 3月 | 0 | 134 | — | 0 | 134 | 104 | 44 | 122 | 0 | 270 | 162 | 33 | | | | | 195 | | | | | 0 | | |

